

令和4年度公共事業労務費調査地方説明会 質疑応答記録

10月18日(火)10:00~12:00

Q1; 手引き P2⑦は連和4年度、P18⑦は令和3年度となっているが、どちらが正しいのか？

A1; 令和4年度分が正となります。手引き P18 の誤りについては、現時点で国土交通省から公表されている手引きは修正されておりますので補足いたします。

Q2; 弊社では出勤日に個人印を出勤簿に押印することで出勤を確認しております(別途日ごとの作業日報、月ごとの就業日報等で出勤の確認を行っております)。出勤簿のコピーを提出する際、押印してある個人印も黒塗りにして「出勤」と記入する等した方が良いのでしょうか？

A2; 名前部分のみ黒塗りする等、氏名が分からないようにしていただくとともに、出勤日が分かるようご対応をお願いいたします。

Q3; 作業日報や就業日報に、検印として押印されている個人印も黒塗りした方が良いのでしょうか？

A3; 個人情報保護の観点からお手数ですが黒塗りにしていただくとともに、調査票と突合せができるよう、労働者の番号とイニシャルの記載をお願いいたします。

Q4; 10月分の作業日報は、調査対象工事のみでよろしいでしょうか？調査対象者が10月に従事した他の工事の作業日報も提出した方がよろしいでしょうか？

A4; 10月分の作業日報のご提出をお願いいたします。

Q5; 調査対象工事が1日だけなのですが、確認資料は1日分の提出だけでよろしいのですか？

A5; 調査対象月分のご提出をお願いいたします。

Q6; 北海道の工事で対象となりましたが、提出期限はいつでしょうか

A6; 11月15日(火) 上川、留萌、宗谷、オホーツク振興局分

11月22日(火) 石狩・空知、後志、渡島・檜山、胆振・日高、十勝、釧路・根室振興局分

10月18日(火)13:30~15:30

Q7; 一次下請で施工管理を行っているため、調査対象としましては二次下請の配管工が調査対象になりますか。また、一人親方の場合は提出資料なしでしょうか。

A7; 手引きの P14④に記載のとおり、管理する現場代理人等は調査対象外となるため、二次下請の資料を提出してください。一人親方の提出資料については、手引き P96 に記載があります。

Q8; 賃金台帳に記載のない手当とは、例えばどんなものですか

A8; 賃金台帳に記載のない手当の一例が、国土交通省ホームページの建設キャリアアップシステムのところで紹介されています。主に、キャリアアップシステムの技能レベルに応じた手当です。ホームページのアドレスはこちらです。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/ccus_roumu_hi_teate.pdf

また、北海道建設業協会が発行されている「公共事業労務費調査ガイドブック」の P16 にも一例が掲載されていますので、参考にしてください。

Q9; 弊社に頂いたお手紙に調査票様式の指定がありました、指定された調査票のみ提出でよかったですか

A9; 提出資料については、手引きの P2 に記載のある調査票および確認資料になります。調査票は、指定のあった調査票のみで問題ありません。

Q10; 役員が現場に出っていますが、内容は世話役の立場になるかと思いますが、役員なので対象外になりますか。

A10; 手引き P69(参考資料2Q&A)の Q8 に該当するご質問と認識しております。A8 に記載のあるとおり、役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が会社で雇用している同職種の他労働者と特に変わらない場合に限り調査対象となります。

Q11; 当社は元請業者です。協力業者が複数の工事で調査対象になっている際、施工体系図や現況調査表に記載されていても、他の工事で提出しているため当社の工事では提出されない場合があります。対象企業名簿の備考欄に記載したほうがいいのでしょうか？

A11; 対象企業名簿の備考欄に記載をお願いいたします。工事番号等詳細に記載いただけますと助かります。

Q12; 手引き 17Pにある調査対象とならない労働者ですが、②会社の役員は、役員報酬のみ支払っている場合は対象外となるのでしょうか？

A12; 対象外です。

Q13; 役員が対象となる場合は、該当の現場で労働した手当や賃金として、役員報酬とは別に支給している場合でしょうか？

A13; 手引き P69(参考資料2Q&A)の Q8 に該当するご質問と認識しております。A8 に記載のあるとおり、役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が会社で雇用している同職種の他労働者と特に変わらない場合に限り調査対象となります。

Q14; 調査対象工事が3つある場合(すべて労働者が重複しています)、調査票の提出は労働日数の一番長い工事のみの提出となるのでしょうか

A14; 対象工事に従事している労働者が全員重複している場合は、一つの調査票にまとめて記入して良いため、工事毎に作成する必要ありません。本件については、国土交通省ホームページの公共事業労務費調査のページに掲載されている、調査票記入にあたってのFAQのNo.14にも記載されています。アドレスはこちらです。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

Q15; 対象企業名簿の作成について、調査月に従事した下請業者が他の工事で調査票を作成することとなった場合、対象企業名簿に記載し、備考欄に調査票は他の工事で作成と記載することによってよろしいでしょうか

A15; おっしゃる通りです。備考欄に工事番号などの記載をお願いいたします。

Q16; 提出資料⑦は令和4年のものですか？令和3年分のものでしょうか？

A16; 令和4年度分が正となります。手引きP18の誤りについては、現時点で国土交通省から公表されている手引きは修正されておりますので補足いたします。

Q17; 職種ですが、通信工事なのですが通信工はどの職種に当てはまりますでしょうか？

A17; 実作業が手引きP86～87の職種分類に該当しないか確認下さい。いずれにも該当しない場合は、調査対象外です。

Q18; 職種対象外であった場合は書類提出不要になるのでしょうか？

A18; 提出不要です。

10月19日(水)10:00~12:00

Q19;職種が通信工で施工している場合は対象外ですか？

A19;通信工として施工しているとのことですが、まずは、実作業が手引き P86~87 の職種分類に該当しないか確認下さい。いずれにも該当しない場合は、調査対象外です。

Q20;給与支給日とは別日に遠方の現場へ勤務した場合、キロ数によって手当を支給しているのですが、調査の対象になるのでしょうか。

A20;手当を支給している場合は様式2にご記入をお願いいたします。手引きの P25 に該当の手当の記載がございますのでご確認をお願いいたします。

Q21;元請で工事が当たった場合、現況調査の日のみの作業員ではなく、10月に出勤した全作業員が調査対象になりますでしょうか

A21;調査対象月に従事された労働者(51職種)が対象となります。現況調査の日のみの作業員ではございません。

Q22;会場調査を希望することは可能でしょうか？よろしくお願い致します。

A22;新型コロナウイルス感染拡大防止および移動の負担軽減の観点から、原則書面調査でお願いしておりますが、会場調査を希望することは可能です。希望される場合は、発注機関に相談願います。会場調査を否定するものではありません。

Q23;調査票ではイニシャルを記載するようになっていますが、賃金台帳等もイニシャルで記載ですか？

A23;賃金台帳等もイニシャルで記載願います。